毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目　次

規　則

○人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則　一

福島県病院局

○福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程　一

規　則

人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をいかに公布する。

平成二十五年三月二十六日

福島県知事　佐　藤　雄　平

福島県規則第三十一号

人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

人にやさしいまちづくり条例施行規則（平成七年福島県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一の表1の項⑵中「第８条第25項」を「第８条第27項」に改め、同項⑷中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「生活介護」の次に「、同条第11項に規定する障害者支援施設」を加え、「同条第13項」を「同条第12項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に改め、「、同条第12項に規定する障害者支援施設」を削り、「同条第27項」を「同条第26項」に改める。

別表第二の第一の表1の項⑵中「車いす使用者が」を「車椅子を使用する者（以下「車椅子使用者」という。）が」に、「車いす使用者用特殊構造昇降機」を「車椅子使用者用特殊構造昇降機」に、「車いす使用者の」を「車椅子使用者の」に改め、同項⑶中「車いすを使用する者（以下「車いす使用者」という。）」を「車椅子使用者」に改め、同表２の項⑸ウ中「車いす使用者用特殊構造昇降機」を「車椅子使用者用特殊構造昇降機」に改め、同表５の項中「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「車いすの」を「車椅子の」に改め、同表６の項中「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「いす（」を「椅子（」に改め、同表７の項中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同表８の項中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「車いす使用者用特殊構造昇降機」を「車椅子使用者用特殊構造昇降機」に改め、同表９の項中「車いす使用者用席」を「車椅子使用者用席」に、「車いす使用者の」を「車椅子使用者の」に改め、同表10の項及び11の項中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表12の項中「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同表13の項及び14の項中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表17の項中「いす」を「椅子」に改め、別表第二の第一の二の表中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に、「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に改め、別表第二の第三の表中「車いす使用者等」を「車椅子使用者等」に改め、別表第二の第四の表1の項中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表２の項中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「車いすキャスター等」を「車椅子キャスター等」に改め、同表５の項中「車いす利用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同表７の項中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、別表第二の第五の表1の項中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に、「車いす使用者の」を「車椅子使用者の」に改め、同表２の項中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

附　則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別表第一の第一の表1の項⑵の改正規定及び別表第二の改正規定　公布の日

二　別表第一の第一の表1の項⑷の改正規定（「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分を除く。）　平成二十六年四月一日

（高齢福祉課）

福島県病院局

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年３月26日

福島県病院事業管理者　丹　羽　真　一

福島県病院局管理規程第６号

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

別表第10の12の表中「

午前６時から午後２時45分まで	午後零時30分から午後１時30分まで

」を「

午前５時30分から午後２時15分まで	午前８時20分から午前８時30分まで及び午後零時30分から午後１時20分まで

」に改める。

附　則

この規程は、平成25年４月１日から施行する。

（病院総務課）

リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
再生紙を使用しています。
【定価　１箇月 3,390円】
発行者 福島県
印刷所 株式会社 第一印刷